

令和7年3月31日

香川県土木部
土木監理課

公共工事の前払金特例措置期限の延長について

平成28年度から実施していた、公共工事の前払金の使用使途拡大の特例措置について、下記のとおり対応することとし、香川県工事請負契約約款を改正しましたので、お知らせします。

記

1 特例措置の内容

材料費や労務費といった直接工事費や共通仮設費に限定されている前払金の使途を、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事に要する費用（保証料を含む。）にまで拡大する。ただし、現場管理費及び一般管理費等に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

2 改正内容

上記措置の適用期限を、令和7年3月31日から、令和8年3月31日に変更する。

※改正後の適用対象

平成28年4月1日から令和8年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和8年3月31日までに払い出しが行われるもの。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

なお、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに契約を締結した工事に係る前払金特例措置の適用については、受注者が特例措置の遡及適用を申し出た場合、変更契約により対応する。

※特例措置に係る変更契約については、各発注担当課（所）に、前払金の使用使途や払出手続きについては、西日本建設業保証株式会社香川支店に、それぞれお問い合わせください。